

青梅市告示第76号

地域農業経営基盤強化促進計画を定めるので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により公告し、当該地域農業経営基盤強化促進計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該地域農業経営基盤強化促進計画の案について、市に意見書を提出することができる。

令和8年5月1日

青梅市長 大勢待 利 明

- 1 縦覧期間
令和8年5月1日から同年5月15日まで
- 2 縦覧場所
東京都青梅市東青梅1丁目11番地の1
青梅市役所3階地域経済部農林水産課
- 3 意見書の提出
別紙のとおり

以 上

別 紙

意見書の提出

1 意見書の提出については、所定の様式に必要事項を記入の上、縦覧期間において、持参、郵送または電子メールにより、次のとおり提出してください。

なお、電話、FAX等、次に掲げる手段以外の方法による意見書の提出はできません。

(1) 持 参 次の場所に提出してください。

郵便番号 198-8701

東京都青梅市東青梅1丁目11番地の1

青梅市地域経済部農林水産課

※令和8年5月15日（縦覧期間満了日）の午後5時までに提出されたものに限りです。

(2) 郵 送 (1)の場所に郵送してください。

※令和8年5月15日（縦覧期間満了日）までの消印があるものに限りです。

(3) メール 次のアドレスにメール送信してください。

div2060@city.ome.lg.jp

※令和8年5月15日（縦覧期間満了日）の午後11時59分までに受信を完了したものに限りです。

2 意見書は、日本語に限りです。

3 個人の場合にあつては、住所および氏名を、法人の場合にあつては、法人名、代表者氏名および事務所の所在地を、所定の様式に記載してください。

4 市は、提出された意見書について、青梅市情報公開条例（平成30年条例第31号）第7条に規定する非公開情報を除き、その内容を公表することができるものとします。

5 提出された意見書に対する個別の回答は行わず、当該計画の変更を公告する際に意見の要旨およびその処理結果を併せて公告するものとします。

6 当該地域農業経営基盤強化促進計画の案以外に対しては、意見書の提出はできません。